

公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額(税込) | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|-----------------------------|---|------------|---|--------------------|--|--------------|
| 感染性廃棄物処理委託契約書 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 総務課 | 令和4年3月31日 | 東京医療クリーン事業協同組合 | 63,468,240円 | 契約業者は、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に本業務を実施できるのは契約業者のみであること。日本赤十字社会計規則第36条3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |
| 情報ネットワーク移行作業1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年1月26日 | 富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1,595,000円 | 既存ネットワークの敷設業者が富士通Japan株式会社であり、敷設業者が移行作業を行うことが望ましいため、日本赤十字社会計規則第36条3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |
| 電池電源式骨手術用器械 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年1月12日 | 株式会社イソメディカルシステムズ 東京都千代田区神田神保町3-2-8 | 2,331,450円 | 心臓血管外科手術で毎回用いる手術器機が故障し、サポート終了および代替器機が短期間であることより、日本赤十字社会計規則第36条第4項施行細則規則第35条(11)の規定により緊急の必要により競争に付することができないことに該当する為、随意契約とするものであること。 | |
| 汎用輸液ポンプ CADD Solisポンプ 2式 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年1月18日 | 株式会社栗原医療機器店 東京都江東区枝川一丁目9番6号 住友不動産豊洲ビル1階 城南支店 | 1,056,616円 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れに該当することから、日本赤十字社会計規則 第36条第4項の規定により、随意契約とするものであること。 | |
| CT装置保守3年間 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年3月4日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 東京都中央区佃2-1-6 | 64,350,000円/ 3年 | 保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額(税込) | 随意契約によることとした理由 | その他必要事項(備考) |
|----------------------------|---|------------|---|-------------------|---|-------------|
| DRシステム保守 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年3月30日 | 富士フイルムメディカル株式会社 東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー14階 | 21,497,520円 | 保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |
| 常駐運用サービス 1 式 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年3月29日 | 株式会社富士通エフサス 東京都品川区西品川1-1-1 | 46,313,520円 | 現在、当該業務を委託している業者であり、当センターの電子カルテシステムに熟知していることから、日本赤十字社会計規則第36条3項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」の規定に基づき随意契約とすること。 | |
| 過酸化水素ガスプラズマ滅菌器保守 9年間 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課 | 令和4年3月25日 | 株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11 | 9,817,500円 /9年 | 保守については、購入した代理店及び製造したメーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条3項の規定により随意契約とする。 | |
| 2022年度診療科案内 作成 1500部 | 東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務課 | 令和4年3月23日 | 株式会社ギミック 東京都渋谷区南平台町2-17 日交渋谷南平台ビル7F | 1,999,910円 | 当センターにおいて継続的に診療科案内を作成しており、他施設との違いや当センターの強みを把握し、何を発信するのが良いかなどの提案を行うことができるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |
| 医療ガス設備定期保守 点検委託契約 1式 | 東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 総務課 | 令和4年3月31日 | ユニオンメディカル株式会社 東京都調布市下石原1-41-10 | 10,577,592円 | 契約業者は過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に本業務を実施できるのは契約業者のみであること。日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。 | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。